

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

【1】新型コロナウイルス感染症関係

- [新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます\(セーフティネット保証5号の追加指定\)](#)【新規】1 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度](#)【新規】2 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症の影響による被害について ガスの特例措置の認可を行いました](#)【新規】3 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます\(セーフティネット保証4号の指定\)](#)4 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設します](#)5 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置](#)6 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策をパンフレットにまとめました](#)7 北海道経済産業局
- [新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について](#)【更新】8 北海道労働局
- [新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内](#)【更新】9 北海道

【2】販路拡大・海外展開

- [先進性の高いコンテンツの開発/制作・発信等に関する補助金の公募を開始しました\(J-LOD第3弾\)](#)【新規】10 北海道経済産業局
- [コンテンツのサプライチェーンの生産性向上に資するシステム開発に関する補助金の公募を開始しました\(J-LOD第4弾\)](#)【新規】11 北海道経済産業局
- [デジタル配信を念頭においたストーリー性のある映像の制作・発信に関する補助金の公募が開始されました\(J-LOD第5弾\)](#)【新規】12 北海道経済産業局
- [令和元年度補正 小規模事業者持続的発展支援事業共同・協業販路開拓支援補助金の公募を開始しました](#)【新規】13 北海道経済産業局
- [令和元年度補正 小規模事業者持続化補助金の公募を開始します](#)【新規】14 北海道経済産業局
- [コンテンツ等の海外展開を行う際のローカライズ・プロモーションに使える補助金の公募を開始しました\(J-LOD第1弾\)](#)【更新】15 北海道経済産業局
- [海外向けコンテンツ制作に資する資金調達・人材育成に使える補助金の公募を開始しました\(J-LOD第2弾\)](#)【更新】16 北海道経済産業局
- [北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事\(第3四半期分\)の募集について](#)【新規】17 北海道
- [北海道どさんこプラザ・テスト販売品\(第2四半期分\)の募集について](#)【更新】18 北海道
- [道産食品の輸出相談窓口に関するご案内](#)【更新】19 北海道
- [北海道の海外事務所のご案内](#)20 北海道
- [北海道国際ビジネスセンターの活用について](#)21 北海道
- [道産品輸出用シンボルマークの活用について](#)22 北海道

【3】経営支援・ものづくり

- [令和元年度補正予算 事業承継ライアル実証事業\(後継者教育実施企業\)の公募を開始しました](#)【新規】23 北海道経済産業局
- [令和元年度補正予算 事業承継補助金の公募を開始しました～ 事業承継M&Aをきっかけとした、新しいチャレンジを応援～](#)【新規】24 北海道経済産業局
- [令和元年度補正予算 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金\(一般型\)の公募を開始します](#)【新規】25 北海道経済産業局
- [令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業の公募を開始しました](#)【新規】26 北海道経済産業局
- [令和2年度 中小企業知的財産活動支援事業費補助金の公募を開始します](#)【新規】27 北海道経済産業局
- [令和2年度 商店街活性化・観光消費創出事業の公募を開始しました](#)28 北海道経済産業局
- [「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内](#)【新規】29 中小企業総合支援センター
- [「中小企業競争力強化促進事業」募集のご案内](#)【新規】30 中小企業総合支援センター
- [「小規模企業者等設備貸与事業」について](#)【更新】31 中小企業総合支援センター

●「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について	32	中小企業総合支援センター
●北海道食品機能性表示制度[ヘルシーDo(ドゥ)]第15回申請の受付について【更新】	33	北海道
【4】融資		
●新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】【1】に掲載	9	北海道
●勤労者福祉資金のご案内【更新】	34	北海道
【5】雇用の確保		
○キャリアアップ助成金について【更新】	35	北海道労働局
○人材開発支援助成金について【更新】	36	北海道労働局
○人材確保等支援助成金について【更新】	37	北海道労働局
○中途採用等支援助成金(生涯現役企業支援コース)について	38	北海道労働局
●高校生向けフィールドスタディ(インターンシップ)受入企業の募集	39	北海道
●「働き方改革プラン」の活用について【更新】	40	北海道
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】	41	北海道
●働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援について	42	北海道
●労働相談窓口のご案内	43	北海道
●『Uターン新規就業支援事業』道のマッチングサイトに掲載する移住支援対象法人募集のご案内【更新】	44	北海道
○地域活性化雇用創造プロジェクトに係る「地域雇用開発助成金」特例支給のご案内【更新】	45	北海道
【6】人材育成		
●中小企業大学校旭川校 おすすめ講座のご案内【更新】	46	中小企業大学校旭川校
●企業で働いている皆様のためのITセミナー	47	ポリテクセンター北海道
●「生産性向上支援訓練」のご案内	48	ポリテクセンター北海道
●能力開発セミナー(5～7月開講予定)のご案内【新規】	49	北海道
●MONO テク(北海道立高等技術専門学院)及び北海道障害者職業能力開発校の令和2年度の訓練生を募集しています【更新】	50	北海道
【7】各種相談		
●北海道後継者人材バンクを設置します～後継者不在事業者と創業希望者のマッチング支援～【新規】	51	北海道経済産業局
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【更新】【2】に掲載	19	北海道
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】【5】に掲載	41	北海道
●労働相談窓口のご案内【5】に掲載	43	北海道
●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて	52	北海道
【8】その他		
●令和元年度補正予算 災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金の募集を開始しました【新規】	53	北海道経済産業局
●令和元年度補正予算 機動的燃料供給体制等構築支援事業(緊急配送用タンクローリー)の公募を開始しました【新規】	54	北海道経済産業局
●令和元年度補正予算 石油製品安定供給確保支援補助事業(住民拠点サービスステーション整備補助事業)の公募を開始しました【新規】	55	北海道経済産業局
●事業承継時の経営者保証解除に向けた取組を始めます～経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設、専門家による支援の仕組みについて～【新規】	56	北海道経済産業局
●「地域未来牽引企業」選定のための推薦募集を開始します【更新】	57	北海道経済産業局
●平成30年北海道胆振東部地震による災害が激甚災害として指定されたことに伴い、追加の被災中小企業・小規模事業者対策を行います【更新】	58	北海道経済産業局
●インフラの見学を取り入れたツアーを催行してみませんか?「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています【更新】	59	北海道開発局
●北海道最低賃金(地域)改正のお知らせ	60	北海道労働局
●冊子「もっと知りたい!統合型リゾート(IR)」を作成しました【更新】	61	北海道

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます

(セーフティネット保証 5 号の追加指定) **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、同感染症の影響を受ける業種に属する中小企業者の業況が悪化していることを踏まえ、中小企業者の資金繰り支援措置として、セーフティネット保証 5 号の対象業種の追加指定を行うことを決定しました。

この措置により、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

◆概要

新型コロナウイルス感染症により影響が生じている 151 業種を追加指定します。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003.html>

◆申請・問い合わせ先

北海道信用保証協会(新型コロナウイルスに関する経営相談窓口)

TEL:0120-279-540

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

※内容は随時更新します。

◆概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

信用保証制度

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の対象業種の追加指定、危機関連保証の発動を行い、通常とは別枠で最大 5.6 億円の信用保証を可能としました。

さらに、これらの保証制度について、業歴が短く前年の売上実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても利用できるよう、認定基準の運用を緩和しました。

貸付制度

日本政策金融公庫による貸付においては、セーフティネット貸付の要件を緩和したほか、新規で創設した「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併せて活用いただくことで、実施的な無利子・無担保融資を実現しています。

また、マル経融資の金利を引き下げたほか、衛生環境激変対策特別貸付の利用も可能となっています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
TEL:011-709-2311(内線 2562)

新型コロナウイルス感染症の影響による被害について

ガスの特例措置の認可を行いました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家に対する特例措置の認可を行いました。

◆認可申請の内容（旧簡易ガスみなしガス小売事業者）

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本制度の貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

本特例措置に基づく「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたガスの需要家に対する特例措置として、以下の事業者から本日付で当局に対し、小売全面自由化後の経過措置に係る小売料金その他の供給条件に係る特別供給条件認可申請があり、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、即日、特例措置の認可を行いました。

申請年月日

2020年3月24日(火)

申請者

帯広ガス(株)(法人番号 2460101000272)

供給地点群名:旭町団地、あかしや南団地[幕別町]

雄飛が丘団地、リバーサイド公園緑街[音更町]

北ガスジェネックス(株)(法人番号 6430001004356)

供給地点群名:当別スウェーデンヒルズ[当別町]

特別措置の内容(指定旧供給地点小売供給約款に対するもの)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家から申し出があった場合、以下の措置を適用する。

・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた需要家のガス料金の支払期限について、令和2年2月検針分(支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの)、3月検針分及び4月検針分をそれぞれ1ヶ月延長する等。

※なお、今後、被害が深刻化・長期化した場合などには、事業者から適宜申請を受けて、すみやかに特例措置の認可を行う予定です。

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ガス料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ
(経済産業省ウェブサイト)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319007/20200319007.html>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 ガス事業室

TEL:011-709-2311(内線 2740)

**新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます
(セーフティネット保証 4 号の指定)**

(北海道経済産業局)

経済産業省は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証 4 号を指定しました。

この措置により、対象の中小企業者は、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

◆概要

経済産業省は、先般発生した新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、2020 年 3 月 2 日付けで、全 47 都道府県を対象に、セーフティネット保証 4 号を指定しました。

この措置により、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高等が減少している中小企業・小規模事業者は、信用保証協会の一般保証とは別枠で融資額の 100%の保証が利用可能となります。

◆申請・対象

対象事業者は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請が必要となります。

＜対象中小企業者＞

- 指定地域において 1 年間以上継続して事業を行っていること。
- 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20% 以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

◆指定期間

2020 年 2 月 18 日(火)～6 月 1 日(月)

◆問い合わせ・相談

北海道信用保証協会(新型コロナウイルスに関する経営相談窓口)

TEL:0120-279-540

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として
相談窓口を開設します**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

◆**新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 5 階

受付時間:8:30～17:15(月～金曜日)

※当面の間、土日祝祭日も受け付けています

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575～2576 011-709-1783(直通)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれる状況から、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめました。

詳細は以下を御覧ください。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200305002/20200305002.html>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-1752

E-mail: hokkaido-kokusai@meti.go.jp

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策を
パンフレットにまとめました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備等を支援する施策をパンフレットにとりまとめました。

※パンフレットの情報は随時更新しています。

3月10日(火)に閣議決定された緊急対応策(第2弾)による資金繰り支援を中心に拡充された支援策情報も含まれています。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL:011-709-2311(内線 2505)

E-mail: hokkaido-somu@meti.go.jp

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について【更新】

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●概要

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を講じました。

●特例の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主。

●特例の内容

本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用とする。

- ①新規卒卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする。
- ②過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする。
 - イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する。
- ③令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届に関し、令和2年5月31日までに提出があれば、休業等の前に届けられたものとする。
- ④生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する。
- ⑤令和2年1月24日時点において事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とする。
- ⑥最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。

●特例措置の追加実施

令和2年4月1日から同年6月30日の休業等の期間内においては特例措置の追加実施として助成率を大幅に引き上げます。中小企業については、2/3から4/5へ、大企業については、2/1から2/3へ引き上げます。さらに事業主が解雇等を行わず雇用を維持した場合、中小企業については、4/5から9/10へ、大企業については2/3から3/4へ引き上げます。

すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは、事後に提出することが可能です。

●雇用調整助成金の申請書類を簡素化します。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については、大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担軽減と支給事務の迅速化を図ります。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の追加実施について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10782.html

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

◆制度概要

資金名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金	
	経営環境変化対応貸付【認定企業】 (長期資金)	新型コロナウイルス感染症緊急貸付 (短期資金)
融資対象	①セーフティネット保証4号または5号の対象となる「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者等 ②危機関連保証の対象となる「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者等 ③最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等	①最近1か月間の売上高等が、前年又は前々年同期比で5%以上減少している中小企業者等 ②業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高等が、令和元年10月以降の連続する3か月の平均売上高等と比べ5%以上減少している中小企業者等 ③危機関連保証の対象となる「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者等
資金使途	運転資金 又は 設備資金	運転資金
融資金額	2億円以内	8,000万円以内
融資期間	1年超10年以内(うち据置3年以内)	1年以内
融資利率	【固定】 1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) 【変動】 1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)	1.0%
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
	【保証料率】	
	保証種別	認定企業(長期資金) 緊急貸付(短期資金)
	危機関連保証	★0.68～0.70% ★0.68～0.70%
	セーフティネット保証4号	★0.68～0.70%
	セーフティネット保証5号	★0.58～0.60% ★0.58～0.60%
	一般保証	0.45～1.90% ★0.40～1.71%
★：北海道信用保証協会による保証料率の割引が適用されています		
取扱期間	令和3年(2021年)1月31日まで	令和2年(2020年)9月30日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

先進性の高いコンテンツの開発／制作・発信等に関する

補助金の公募を開始しました（J-LOD 第3弾）【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

J-LOD 第3弾となる今回の事業では、xR・5G等先進技術を用いたコンテンツの開発・制作およびそれらの海外に向けた発信を支援します。

◆対象事業・補助率・上限額

以下の全ての要件を満たした事業

- 先進技術（5G、AR/VR等（xR）、8K、モーションキャプチャ、AI等）を用いた、または複数の先進技術を掛け合わせたコンテンツの開発・制作であること
- 制作したコンテンツを発表する場を設けるとともに、その来場者数の把握、アンケートの実施等により定量的・定性的なデータの報告を行うこと
- 海外に対する事前の誘引プロモーションを行うこと
- 当該コンテンツまたはそれに用いられた先進技術の普及を促進するため、事業実施後に申請者や事業関係者が当該コンテンツの映像をデジタル配信すること

【補助率】対象経費の1/2

【補助上限額】1社につき5,000万円

◆補助対象コンテンツ

映像、画像、テキスト、音、揺動等を組み合わせた先進性が認められるコンテンツ

◆補助対象経費

- 開発・制作に関する費用：コンテンツ開発・制作費、機材費、備品費、人件費
- 渡航に関する費用（海外で発表する場合）：航空券代、宿泊費、現地移動費等
- 発表に関する費用：会場費・出展料

◆対象者

以下の全ての要件を満たしている法人

- 日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体等）もしくは地方自治法で定められた地方公共団体（都道府県・指定都市等）
- 本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

◆応募方法

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.vipo.or.jp/news/23235/>

公募締切：2020年6月1日（月）

採否通知日は2020年6月中旬～下旬を予定。

◆問い合わせ先

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

【URL】<https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr1/>

コンテンツのサプライチェーンの生産性向上に資するシステム開発に関する

補助金の公募を開始しました（J-LOD 第 4 弾）【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

J-LOD 第 4 弾となる今回の事業では、コンテンツの生産・流通工程の効率化を図るシステムの開発・実証を支援します。

◆対象事業・補助率・上限額

以下の全ての要件を満たした事業

- コンテンツ制作工程・流通工程の効率化に資するシステム※の開発・実証であること

※製作に関与する者をつなぐ、以下の機能を有する IT システム

- ・スケジュール管理・共有
 - ・予算・経理管理
 - ・人材・労務管理
 - ・中間素材等の管理・共有、作業連絡・指示等
 - ・取引（受発注、権利処理等の契約）の処理
 - ・人材登録・マッチング
- 汎用性があり、広範な制作現場に導入できるシステムであること
 - 実証を行い、定量的、定性的なデータを報告すること
 - 得られた成果について、広く発信を行うこと（実証を兼ねたものでも可）

【補助率】対象経費の 1/2

【補助上限額】1 社につき 5,000 万円

◆補助対象経費

制作に関する費用：システム開発費、実証経費、報告書作成費 等

◆対象者

以下の全ての要件を満たしている法人

- 日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体等）もしくは地方自治法で定められた地方公共団体（都道府県・指定都市等）
- 本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

◆応募方法

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.hkd.meti.go.jp/hokch/20200403_2/index.htm

公募締切：2020 年 5 月 25 日（月）

採否通知日は 2020 年 6 月中旬～下旬を予定。

◆問い合わせ先

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr1/>

デジタル配信を念頭においたストーリー性のある映像の制作・発信に関する

補助金の公募が開始されました（J-LOD 第 5 弾）【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的とした、コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

J-LOD 第 5 弾となる今回の事業では、デジタル配信を念頭に置いたストーリー性のある映像の制作・発信を支援します。

◆対象事業・補助率・上限額

以下の全ての要件を満たした事業

- 主としてデジタル配信※を行う映像の制作であること
※動画配信プラットフォーム、SNS、クラウドファンディング等でのコンテンツ配信を指し、上映・テレビ放映のみを行う事業は対象外。
- ブランディング※を目的として、事業者の姿勢や理念に対する共感を呼ぶストーリー性のある映像を新たに制作する事業であること
※事業者自体または事業者の製品・サービスの認知向上や理解促進など、ブランドへの態度変容等を目的とした手法。
- 完成した映像を発信し、その効果を測定すること

【補助率】対象経費の 1/2

【補助上限額】1 社につき 1,000 万円

◆補助対象コンテンツ

映像

- デジタル配信に適した長さのもの（推奨 1～3 分、最長 15 分）
- ジャンル不問（ドキュメンタリー、アニメーション含む）

以下のコンテンツは対象外・製品・サービスの直接的な購買を目的としたもの

- 単なる企業・製品紹介、経営者のメッセージのみを映像化したものなどストーリー性が無いもしくは薄いもの
- ストーリー性があっても企業姿勢や理念に結びついていないもの（関連の薄いストーリー作品中でのプロダクトプレイスメントによる演出など）

◆補助対象経費

- 制作に関する費用：脚本費、制作スタッフ人件費、撮影機材費、ローカライズ費 等
- 発信に関する費用：動画広告配信の媒体費（テレビ CM は対象外）
- 効果検証に関する費用：効果測定費

◆対象者

以下の全ての要件を満たしている法人

- 日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体等）もしくは地方自治法で定められた地方公共団体（都道府県・指定都市等）
- 本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等についての十分な管理能力を有している法人

◆応募方法

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.hkd.meti.go.jp/hokch/20200403_3/index.htm

公募締切：2020 年 4 月 30 日（木）、5 月 29 日（金）、6 月 30 日（火）、7 月 31 日（金）、8 月 31 日（月）

◆問い合わせ先

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr1/>

令和元年度補正 小規模事業者持続的発展支援事業共同・協業販路開拓支援補助金の

公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

全国商工会連合会では、中小企業・小規模事業者支援団体等が行う、展示会・商談会・販売会の開催、継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みの構築等を支援する、令和元年度補正 小規模事業者持続的発展支援事業共同・協業販路開拓支援補助金の公募を開始しました。

◆実施機関

商工会・商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会、地域の中小企業・小規模事業者の販路開拓につながる支援を事業として行う法人

◆補助対象経費

- 展示会・商談会型
中小企業・小規模事業者の商品・サービスについて、新たな販路・取引先を増加させる展示会・商談会等を実施する事業。
- 催事販売型
中小企業・小規模事業者の商品等の販売を実施する物販会・即売会等事業。
- マーケティング拠点型
中小企業・小規模事業者の商品・サービスの想定顧客に具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する事業。

◆補助額・補助率

【補助上限額】5,000 万円以内

【補助率】経費区分毎に定額または 2/3 以内

◆応募方法

申請書、応募方法等、事業の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.shokokai.or.jp/kyodokyogyo/>

公募締切:2020 年 5 月 22 日(金)17:00

第 2 回公募開始:2020 年 9 月末日(予定)

第 3 回公募以降は、改めてお知らせします。

◆問い合わせ先

全国商工会連合会

TEL:03-6268-0086

E-mail:shijo@shokokai.or.jp

令和元年度補正 小規模事業者持続化補助金の公募を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

日本商工会議所及び全国商工会連合会では、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図り、販路開拓等にかかる経費の一部を補助する、令和元年度補正 小規模事業者持続化補助金の公募を開始します。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の罹患による直接的な影響、または、同感染症に起因して前年同月比 10%以上の売上減少が生じている事業者等に対し、採択審査における加点措置を講じます。

◆募集内容

【対象者】小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人

【補助率】補助対象経費の 3 分の 2 以内

【補助上限額】50 万円

100 万円(創業支援等事業の支援を受けた事業者)

500 万円(複数の事業者が連携した共同事業)

◆公募スケジュール

通年で公募を受け付けていますが、計 5 回で締め切りを設け、各回で審査・採択を行います。

受付開始:2020 年 3 月 13 日(金)～

公募締切(当日消印有効):【第 1 回】2020 年 3 月 31 日(火)

【第 2 回】2020 年 6 月 5 日(金)

【第 3 回】2020 年 10 月 2 日(金)

【第 4 回】2021 年 2 月 5 日(金)

※第 5 回締切は、改めて案内予定

◆応募方法

公募要領、申請書様式等、公募スケジュールについては以下のウェブサイトをご覧ください。

※申請に際しては、最寄りの商工会・商工会議所による確認が必要となります。

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞(全国商工会連合会のウェブサイト)

【URL】http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

令和元年度補正予算 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金(日本商工会議所のウェブサイト)

【URL】<https://r1.jizokukahojokin.info/>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2576)

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

コンテンツ等の海外展開を行う際のローカライズ・プロモーションに使える

補助金の公募を開始しました（J-LOD 第 1 弾）【更新】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本発のコンテンツ等の海外展開と関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的としたコンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

なお、本補助金は全 5 事業あり、当事業が第 1 弾です。今後順次公募する予定です。

◆対象事業・補助率

- コンテンツが主体となって海外展開を促進する事業
【補助率】対象経費の 2 分の 1、特例として対象経費の 3 分の 2
- コンテンツを有効活用して海外展開を促進する事業
【補助率】対象経費の 3 分の 1

※いずれも上限額：1 案件につき 2,000 万円、1 社につき 4,000 万円

◆補助対象コンテンツ

映像、音楽、ゲーム、出版、キャラクター※1、その他※2

※1 日本国内で商標登録もしくは意匠登録されているもの

※2 ミュージカル、ダンス等審査委員会で特別に認められたもの

◆補助対象経費

海外展開を行う際の海外渡航に関する経費、出展・参加に関する経費、会場・施工に関する経費、事業運営に関する経費、広報宣伝に関する経費、ローカライズに関する経費

◆対象者

日本の法令に基づき設立された法人、地方自治法で定められた地方公共団体、一定の条件を満たした海外現地法人等

◆応募方法

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr1/>

公募期間：2020 年 2 月 19 日（水）～予算がなくなり次第終了

※原則、隔週金曜日に応募を締め切り、締切から 2 週間以内に採否を連絡。

応募締切：5 月 1 日（金）、5 月 15 日（金）、5 月 29 日（金）、6 月 12 日（金）、6 月 26 日（金）、7 月 10 日（金）

◆問い合わせ先

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

【URL】 <https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr1/>

海外向けコンテンツ制作に資する資金調達・人材育成に使える

補助金の公募を開始しました（J-LOD 第2弾）【更新】

（北海道経済産業局）

経済産業省は、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげるとともに、コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築することを目的としたコンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業費補助金（J-LOD）の公募を開始しました。

J-LOD 第2弾となる今回の事業では、海外向けコンテンツ制作に資する資金調達・人材育成を支援します。

◆対象事業・補助率

(1)本格的制作に必要な資金調達のためのピッチ映像制作等への支援

【補助率】対象経費の2分の1

【上限額】1案件につき1,500万円、1社につき3,000万円

(2)若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達に向けた研修・ピッチ映像制作等への支援

【補助率】対象経費の3分の2

【上限額】1案件につき1,000万円、1社につき2,000万円

※いずれも上限額：1案件につき2,000万円、1社につき4,000万円

◆補助対象コンテンツ

映像（番組・映画・アニメ）、ゲーム（家庭用ゲーム・モバイルゲーム等）、その他（審査委員会で特別に認められたもの）

◆補助対象経費

海外展開を行う際の制作に関する費用、海外でのピッチングに関する費用（(2)事業についてはピッチトレーニング等の事前研修費も含む）

◆対象者

以下の全ての要件を満たしている法人

・日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体等）

・本業務を円滑に遂行するために必要な組織人員等を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有している法人

◆応募方法

公募要項、応募手続き等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr1/>

第1次締切：2020年3月31日（火）※予算がなくなり次第終了

※原則、毎月最終営業日に応募を締め切り、締切から1ヶ月以内に採否を連絡。

応募締切：4月30日（木）、5月29日（金）、6月30日（火）、7月31日（金）、8月31日（月）
9月30日（水）、10月30日（金）

◆問い合わせ先

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

【URL】<https://www.vipo.or.jp/project/j-lodr1/>

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事（第3四半期分）の募集について **【新規】**

（北海道）

道産品の展示紹介、市場調査等を目的として、どさんこプラザ（有楽町店・札幌店）内の催事スペースで対面販売を行うことができる制度です。道産品（一次産品含む）の対面販売だけではなく、生産地紹介や自治体の観光 PR ができる絶好の場所です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

6 月 10 日から 7 月 10 日まで、令和 2 年 10 ～ 12 月の期間中催事を開催する事業者様を募集します。

◆応募商品の要件

道内で生産・製造または主な加工が行われた商品で最終消費者の利用に供することができるもの（農林水産物、加工食品、工芸品等）（以下、「道産品」といいます。）

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆販売商品

催事会場で販売できる商品は、次のとおりです。

- (1)自ら生産、製造、加工した道産品
- (2)自社企画商品で道内で委託製造している道産品（上記(1)に付随して販売する場合に限ります。）

◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の 15% です。既に店舗内で販売している商品（テスト販売品を除く）を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です（毎週水～火曜の 7 日間が開催基本期間です。有楽町店については、7 日間未満でも応相談です。）。
- (3)備え付けの販売台 1～2 台（冷蔵・冷凍切替）は無料でご利用いただけます。
- (4)実演用のコールドテーブル 1 台は無料でご利用いただけます（札幌店の場合はご利用いただけない場合があります）。

◆募集期間

6 月 10 日（水）から 7 月 10 日（金）まで

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

【有楽町店のお申し込みページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/saiji01.htm>

【札幌店のお申し込みページ】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo_ms_saiji.htm

北海道どさんこプラザ・テスト販売品（第2四半期分）の募集について【更新】

（北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。

令和2年4月1日から5月20日まで、令和2年7月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋は加工食品のみ)

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4)指定する食品検査を実施していること(食品の場合)。
- (5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること(食品の場合)。

◆募集期間

4月1日(水)から5月20日(水)まで

◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室販路拡大係 (TEL:011-204-5766)

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【更新】

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出振興係 TEL011-204-5312（直通）

北海道の海外事務所のご案内

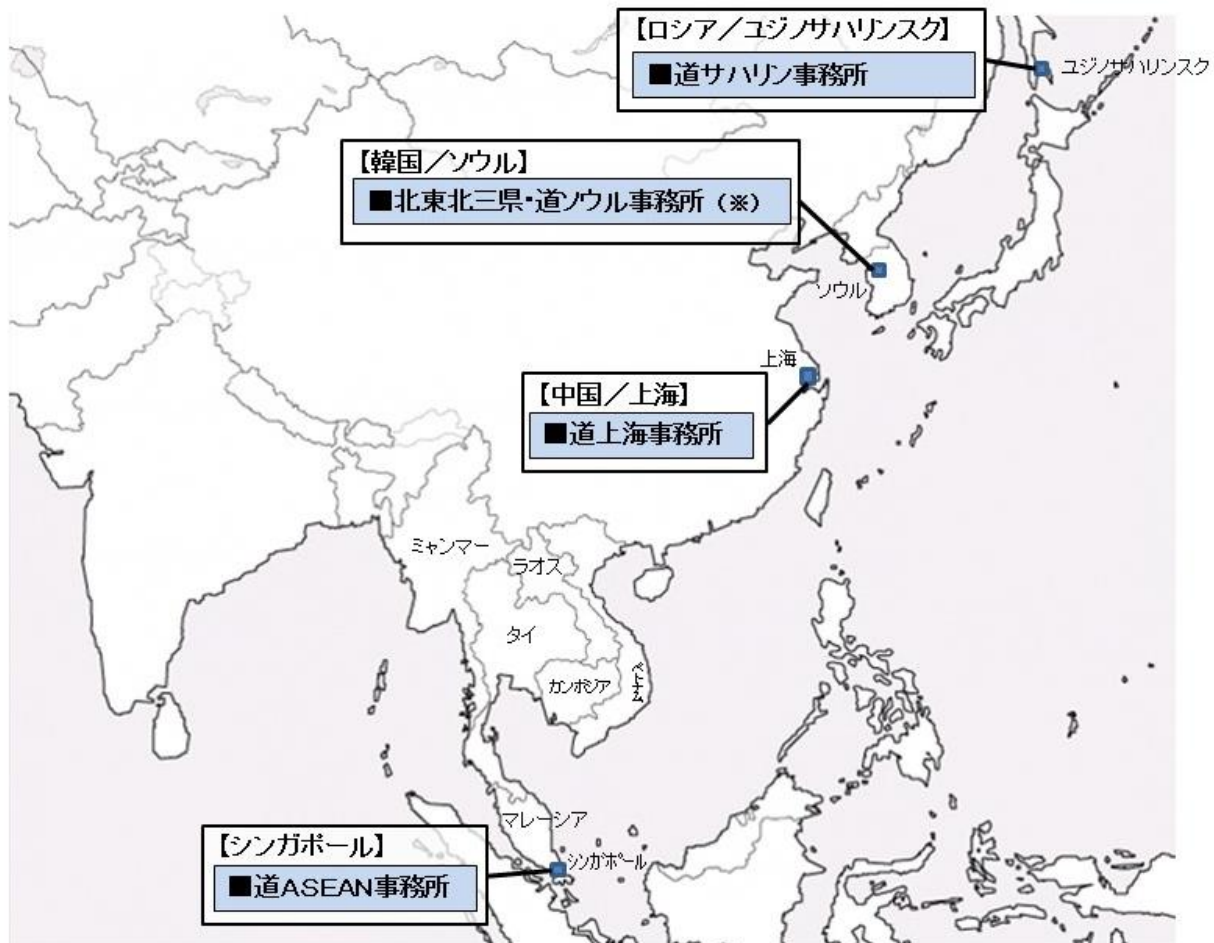
(北海道)

北海道では、シンガポール、中国・上海、韓国・ソウル、ロシア・ユジノサハリンスクの4都市に、海外事務所を設置し、現地情報の提供や現地でのサポート等を行っておりますので、ぜひご活用ください。

各海外事務所への依頼事項がある場合には、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

北海道の海外ネットワーク

令和元年(2019年)8月現在



(※)ソウル事務所は、道と北東北三県(青森県・秋田県・岩手県)との共同事務所

◆問い合わせ先

- ・道ASEAN事務所、道上海事務所、北東北三県・道ソウル事務所について
経済部経済企画局国際経済室経済交流第二係 (TEL: 011-204-5342)
URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/index.htm>
- ・道サハリン事務所について
総合政策部国際局国際課ロシア交流係 (TEL: 011-204-5343)
URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/russia_new_top.htm

北海道国際ビジネスセンターの活用について

(北海道)

北海道国際ビジネスセンター(HIBC)は、道内企業の貿易や海外展開など、海外との経済交流を総合的に支援するために、行政機関をはじめ、道内の主要経済団体、金融機関や関係企業などが官民協働により設立した団体です。

センターでは、貿易相談等を行うコーディネーターや中国アドバイザーを配置し、貿易や経済交流に関する様々な問題や課題解決に向けた支援をワンストップで行っておりますので、是非ご活用ください。

HIBCの業務とサービス

セミナー・講演会等の開催

セミナー・講演会などの開催を通じ、海外の経済・市場の動向などの最新ビジネス情報を提供します。

貿易実務に関する研修会の開催

輸出入実務に関する講座や通関施設などの視察を通じ、ノウハウ取得や人材育成をお手伝いします。

貿易に関する個別相談の実施

貿易や海外展開などの個別の事例に対して、専門家がアドバイスをを行います。

海外との取引に関するマッチングの支援

道内企業の取引ニーズを把握し、海外からの引き合い情報を提供するとともに、必要な支援策を提案します。

東アジア地域に関する情報収集・分析と提供

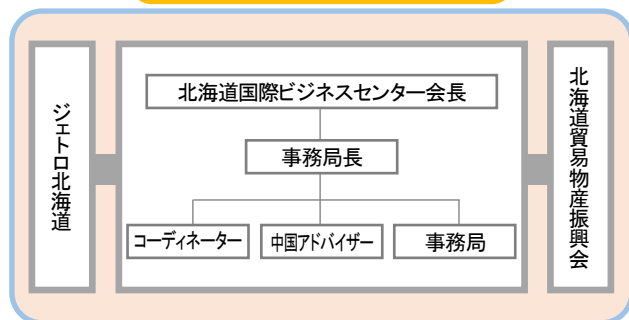
関心が高い東アジア地域の様々な情報を収集し、経済交流の促進につなげるための工夫を凝らして提供します。

道内貿易機関間の連携促進 など

道内の様々な団体等が行う支援策が効率・効果的に実施されるよう、連携促進に向けた仲介機能を果たします。

北海道と世界とのビジネスチャンスを
トータルサポートします。

北海道国際ビジネスセンター



北海道国際ビジネスセンター Hokkaido International Business Center

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階
(一般社団法人北海道貿易物産振興会内)

TEL 011-251-2700 FAX 011-251-2629

URL <http://www.dousanhin.com/hibc/> E-mail hibc@dousanhin.com

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済係 (TEL: 011-204-5339)

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

◆用 途

- 1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
 - ① 北海道内で生産された農林水産物
 - ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階
北海道国際ビジネスセンター

TEL 011-251-2700/FAX 011-251-2629

<http://www.dousanhin.com/hibc/>

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室経済交流第二係 (TEL:011-204-5342)

令和元年度補正予算 事業承継トライアル実証事業（後継者教育実施企業）の
公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

中小企業庁では、後継者不在の中小企業が後継者選定後に行う教育について、有効な内容や型を明らかにし、標準化を進めることで、円滑な第三者承継の実現を後押しすることを目的とした、令和元年度補正予算 事業承継トライアル実証事業（後継者教育実施企業）の公募を開始しました。

事務局では、後継者教育実施企業の公募に加えて、後継者になることを希望する経営人材を公募し、双方の引き合わせ等によりマッチングを行うほか、後継者教育を効果的に行うためのメンターを月 1 回程度派遣します。

◆後継者教育実施企業の事業実施期間

契約締結日～2021 年 2 月 14 日(日)

◆採択件数

60 件程度

◆予算規模

採択 1 件につき 140 万円(税抜)を上限とする。

※事務局との委託契約(中小企業庁からの再委託契約)

◆公募要領・申請方法等

公募要領や具体的な申請方法等については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2020/200401jigyoshoukei.html>

公募締切:2020 年 5 月 29 日(金)必着

◆申請・問い合わせ先

事業承継トライアル実証事業事務局

〒100-8363 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング DTFA 内

TEL:070-1736-4333/090-9838-4595

E-mail: js-trial@tohatsu.co.jp

令和元年度補正予算 事業承継補助金の公募を開始しました

～ 事業承継・M&Aをきっかけとした、新しいチャレンジを応援 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省では、経営者の交代を契機として経営革新や事業転換等を行う場合(Ⅰ型)、事業再編・事業統合等を契機として経営革新や事業転換等を行う場合(Ⅱ型)に、その経費の一部を補助する令和元年度補正予算 事業承継補助金の公募を開始しました。

◆公募概要

対象者

<Ⅰ型:後継者承継支援型>

- 2017年4月1日から2020年12月31日までの間に事業承継(代表者の交代)を行った又は行うこと。
- 取引関係や雇用によって地域に貢献する中小企業者等であること。
- 経営革新や事業転換などの新たな取組を行うこと。

<Ⅱ型:事業再編・事業統合支援型>

- 2017年4月1日から2020年12月31日までの間に事業再編・事業統合を行った又は行うこと。
- 取引関係や雇用によって地域に貢献する中小企業者等であること。
- 経営革新や事業転換などの新たな取組を行うこと。

補助対象経費

【事業費】人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借料費、外注費、委託費

【廃業費】廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費、移転・移設費用(Ⅱ型のみ計上可)

※M&A(事業再編・事業統合)費用、M&A(事業再編・事業統合)仲介手数料・デューデリジェンス費用・コンサルティング費用等に相当すると事務局が判断する経費は補助対象とならない。

補助率・補助上限額・上乗せ額

<Ⅰ型:後継者承継支援型(経営者交代タイプ)>

【原則枠】補助率:1/2以内 補助上限額:225万円 上乗せ額^{※1}:+225万円以内^{※2}(上限額合計450万円)

【ベンチャー型事業承継枠・生産性向上枠】^{※3}

補助率:2/3以内 補助上限額:300万円 上乗せ額^{※1}:+300万円以内^{※2}(上限額の合計は600万円)

<Ⅱ型:事業再編・事業統合支援型(M&Aタイプ)>

【原則枠】補助率:1/2以内 補助上限額:450万円 上乗せ額^{※1}:+450万円以内^{※2}(上限額の合計は900万円)

【ベンチャー型事業承継枠・生産性向上枠】^{※3}

補助率:2/3以内 補助上限額:600万円 上乗せ額^{※1}:+600万円以内^{※2}(上限額合計は1,200万円)

※1 事業転換により廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費(Ⅱ型のみ計上可)がある場合のみ認められる補助金額。なお、上乗せ額の対象となる廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費(Ⅱ型のみ計上可)のみの交付申請は出来ない。

※2 廃業登記費、在庫処分費、解体・処分費、原状回復費及び移転・移設費(Ⅱ型のみ計上可)として計上できる額の上限額。

※3 補助率が2/3以内になる要件

◆公募要領・申請方法等

公募要領や具体的な申請方法等については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.shokei-hojo.jp/>

公募締切:2020年5月29日(金) ※原則として、電子申請のみの受付。

◆問い合わせ先

事業承継補助金事務局

TEL:03-6264-3031

令和元年度補正予算 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型）の 公募を開始します【新規】

（北海道経済産業局）

全国中小企業団体中央会は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する、令和元年度補正予算 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型）の公募を開始します。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、採択審査における加点措置を講じます。

※本事業は一般型・グローバル展開型・ビジネスモデル構築型があり、グローバル展開型、ビジネスモデル構築型は、後日公募を行います。

◆公募期間

受付開始：2020年3月26日（木）17:00～

※今年度は通年で公募を受け付けていますが、5月（2次）、8月（3次）、11月（4次）、2021年2月（5次）で締め切りを設けます。

◆申請類型及び補助率等

一般型

中小企業等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援

【対象者】

以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明している中小企業・小規模事業者等

- 事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
- 事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
- 事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加

【補助額】100万円～1,000万円

【補助率】中小企業者：1/2 小規模企業者・小規模事業者：2/3

【事業実施期間】交付決定日（2020年4月末予定）から10ヶ月以内

【補助対象経費】機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

◆公募要領

公募要領については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://seisansei.smrj.go.jp/>

◆申請方法

申請書類の提出は、「J グランツ」（電子申請システム）上でのみ受け付けます。

※電子申請にあたっては、G Biz ID の取得が必要です。取得の手続きには、必要事項を入力して作成した申請者と印鑑証明書を「G Biz ID 運用センター」へ郵送してください。審査に2～3週間を要しますので、余裕をもって準備願います。

J Grants（J グランツ）【URL】<https://jgrants.go.jp/>

gBizID（G ビズ ID）【URL】<https://gbiz-id.go.jp/top/>

◆問い合わせ先

ものづくり補助金サポートセンター

TEL：050-8880-4053

令和元年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)サービスデザイン推進協議会(事業事務局)では、新型コロナウイルス感染症が与える、中小企業・小規模事業者等への影響を緩和するため、IT 導入支援事業者が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業者に対し、導入費用の一部について補助を行う令和元年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業の 1 次公募(臨時対応)を開始しました。

◆事業概要

【対象事業者】

国内で事業を行う中小企業、小規模事業者等(飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象)

【対象事業】

事務局が認定した「IT 導入支援事業者」が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業

※今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を鑑み、在宅勤務制度(テレワーク)の導入に取り組む事業を優先的に支援します。(加点項目)

【補助率・補助額】

A 類型補助率:1/2 以内 補助額:30~150 万円

※B 類型(補助額:150 万円~450 万円)の申請は次回公募以降で受付予定。

◆公募要領

公募要領等詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

※通年で公募を受け付けていますが、6 月、9 月、12 月に締切を設けます。

◆問い合わせ先

(一社)サービスデザイン推進協議会

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル:0570-666-424 ※通話料がかかります

令和2年度 中小企業知的財産活動支援事業費補助金の公募を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業支援センター・大学・金融機関等が中小企業等に対して行う、知財活用促進のための支援施策の拡充や、地域における先導的な仕組みづくり等を支援する補助金の公募を開始します。

本事業は、中小企業等への支援施策を充実させる取組又は知的財産支援の先導的な取組に対する経費を補助し、知的財産の保護・活用を促進することを目的としています。

◆補助対象者

次の条件を満たす産業支援機関とします。

コンソーシアム形式による応募も認めますが、その場合は幹事法人(申請者)を決めていただくとともに、幹事法人が応募書類を提出してください。

また、幹事法人が業務の全てを他の法人に委託することはできません。なお、幹事法人にのみ交付決定を行います。

- 日本に拠点を有し、法人格(内国法人格)を有していること。
- 事業の管理運営について責任をもって実施する事業者であること。
- 本事業を的確に遂行する組織、人員、能力等を有していること。
- 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

◆補助対象となる事業

中小企業支援発展型事業

中小企業等の知的財産活用を促進するために、産業支援機関が有する中小企業等支援施策を拡充させる事業。

【補助率】補助対象経費の1/2以内

【補助上限額】500万円

中小企業支援定着型事業

中小企業等の知的財産活用を促進するための先導的な仕組みづくり等を重視した支援事業を地域に定着させる事業。

【補助率】定額

【補助上限額】1,000万円

◆公募要領

公募要領、関連書類等は、以下をご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20200409/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室

TEL:011-709-2311(内線 2586)

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-kokusai@meti.go.jp

令和 2 年度 商店街活性化・観光消費創出事業の公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光等といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援する、令和 2 年度 商店街活性化・観光消費創出事業の公募を開始しました。

※本事業は、令和 2 年度予算の成立を前提とするものです。

◆対象事業者

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

◆対象事業

消費創出事業

商店街等において、インバウンドや観光等といった地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み消費の喚起につなげる事業であって、補助事業後も持続的に効果を発揮するために計画的に取り組まれるものであり、地方公共団体の密接な関与・協力の下、自立して継続できる事業。

【補助率】2／3 以内

専門家派遣事業

消費創出事業を実施するにあたって、当該事業内容に関する分野に精通した補助事業者の外部の専門家の知見を活用して、消費創出事業の事業計画の消費喚起効果及び補助事業後取組計画の実効性を高める事業。

【補助率】10／10 定額

【補助額】上限額 200 万円

※消費創出事業と専門家派遣事業は、どちらも単独で申請することはできません。

◆補助額

上記 2 事業の合計で、上限額 2 億円、下限額 200 万円

◆募集要領等

以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20200203/index.htm>

募集締切:2020 年 8 月 21 日(金) 当日消印有効

※早急に事業実施を予定されている方のため、一次締切(2 月 28 日(金))、二次締切(5 月 29 日(金))までに応募書類を提出の方については、先行して審査・採択を行います。

※二次締切又は最終締切までの間に予算額に達した場合には、予告なく公募を打ち切らせていただくことがあります。

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 経営支援課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、新たに道内の創業者、中小企業者等を対象とした北海道中小企業新応援ファンド事業の募集を開始しました。

ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆ 募集期間

令和2年4月3日(金)～6月30日(火) [17 時必着]

◆ 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ

TEL:011-232-2403 E-mail:info@hsc.or.jp

◆ ホームページ

https://www.hsc.or.jp/news/r2_fand1/

◆ 中小企業応援ファンド事業メニュー

事業名	対象者	事業概要	助成限度額	助成率
創業促進支援事業	道内の創業者(※1)	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始する取組に要する経費の一部を助成します。	100万円	1/2以内
地域資源活用型 事業化実現事業	道内の中小企業者等	道内の地域資源(※2)を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費の一部を助成します。	150万円	
製品開発チャレンジ支援事業	道内の中小企業者等	本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検証・検査・分析等の取組に要する経費の一部を助成します。	50万円	

※1「創業者」とは、道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は前年度以降に創業した中小企業者をいいます。

※2「地域資源」とは、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、北海道が地域産業資源として指定しているものをいいます。

「中小企業競争力強化促進事業」募集のご案内【新規】

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

（公財）北海道中小企業総合支援センターでは、道内中小企業者等を対象とした中小企業競争力強化促進事業の募集を開始します。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に（公財）北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆ 募集期間

令和2年4月下旬～5月末（予定）

◆ 問い合わせ先

（公財）北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ

TEL:011-232-2403 FAX:011-232-2011

◆ ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/>

◆ 中小企業競争力強化促進事業 事業メニュー

事業名	対象経費	補助限度額	補助率
①マーケティング支援事業	新分野・新市場への進出等のために行う市場調査や展示会等（道内において行われるものを除く。）への出展に要する経費	100万円（国内） 200万円（国外）	1/2 以内
②産業人材育成・確保支援事業（育成事業）	新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等及び専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣に要する経費	50万円 （1人当たり）	
③産業人材育成・確保支援事業（確保事業）	新分野・新市場への進出等に資する人材確保のために行う情報通信技術を活用した就業場所や時間にとらわれない働き方の導入に要する経費	60万円	
④市場対応型製品開発支援事業（一般）	新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く）	300万円 （うち市場調査等に要する経費200万円）	
⑤市場対応型製品開発支援事業（特定産業分野）	立地企業との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者が行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く）	500万円 （うち市場調査等に要する経費200万円）	
⑥市場対応型製品開発支援事業（共同研究開発）	道内において構成員が1/2以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等の為に大学などと連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く）	500万円 （うち市場調査等に要する経費200万円）	

（注）事業の併用はできません。

「小規模企業者等設備貸与事業」について【更新】

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等		1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）	
従業員規模		従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない	
対象設備		生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備	
貸与条件	貸与金額	100 万円以上 1 億円以下	
	貸与期間	割賦	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）
		リース	機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利率	割賦	（損料率）年 1.8%～2.0% （※）一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能
		リース	（月額リース料率）0.998%～2.955%
	償還方法	割賦	月賦又は半年賦
リース		毎月払い	
保証金	割賦	貸与金額の 5%	
	リース	なし	
連帯保証人		道内在住者 1 名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。	
申込受付		貸与予定額に達するまでの随時受付	
申込先		センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます（10 年以内）。	

（※）貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

◆問い合わせ先：

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目経済センタービル 9 F

（公財）北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援 G 電話 011-232-2404

「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道・道内6金融機関・当センターの出資によって組成された官民ファンドである「北のふるさと事業承継支援ファンド」を通じて、道内小規模企業者の親族外への事業承継に伴う株式移転を、資金供給により支援しています。

◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド規模	5億円
運営者	北海道中小企業総合支援センター
出資者	■有限責任組合員 北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合 ■無限責任組合員 北海道中小企業総合支援センター
投資対象	親族外経営者への事業承継を行う小規模企業者 ^{※1} （法人）
投資上限額	3,000万円
投資内容	事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得
申込期間	2017年3月31日～2021年3月31日
存続期間	2017年3月31日～2031年3月31日

※1 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者で、業種が製造業その他である場合は従業員20人以下、商業・サービス業である場合は従業員5人以下であるもの。

◆主な投資対象要件

要件1	(a) 親族外の後継者が先代から株式等を引き継ぐ場合(同一企業内の承継) (b) 事業継続が困難となった先代事業者等から株式等を引き継ぐ場合(他の企業への承継) ※親族を除く。 ※既に代表者が交付済みであっても、株式の移転が未了であれば利用できる。
要件2	(1) 道内に本社を有する小規模企業者のうち、法人であること (2) 後継者の意欲はあっても、株式の買収資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けられないこと (3) 事業承継計画の提出があること (4) 税務申告を5期以上実施し、直近の3年間、金融機関等への返済に遅延のないこと (5) 最近2期の決算期において、経常利益が連続して赤字でないこと (6) 直近の決算期において、債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスでないこと ※上記の他にも要件があります。詳細はお問合せください。

北のふるさと事業承継支援ファンド事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/

◆問い合わせ先：

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F
 (公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援G 電話 011-232-2404

北海道食品機能性表示制度[ヘルシーDo（ドゥ）]第15回申請の受付について【更新】

(北海道)

令和2年(2020年)5月1日(金)から、ヘルシーDoの第15回申請受付を開始しますので、お知らせいたします。

北海道食品機能性表示制度[愛称:ヘルシーDo]

本制度は、健康食品等に含まれる機能性成分に関して、「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を**北海道が認定する**制度であり、平成25年4月から、**全国初**の地方自治体版の機能性食品表示制度としてスタートしたものです。

道内で製造された食品について、**機能性の科学的根拠を踏まえ差別化**を行うことにより、消費者の方々に適切な商品選択の情報提供を行うとともに、北海道の食関連産業の付加価値向上を支援することを目的としています。

認定基準

「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」とは

- ・食品に含まれる成分(機能性素材)について、健康の維持・増進効果の検証のために行われた**ヒト介入試験**の結果に基づき**論文**が作成された研究

科学的研究の水準

- ・研究結果に基づき作成された論文が、同分野の複数の専門家による**査読**付きの学術論文誌に掲載されていること

対象等

[商 品]加工食品

[要 件]・商品に含まれる**機能性素材が北海道で製造**されていること

・**北海道で製造された商品**であること

※北海道での加工が困難な一部の工程については、道外での加工を認められる場合がある

・制度の認定を受けた日から、6か月以内に販売する予定であること

[研究対象]単一成分・組成物

[申請受付]5月及び11月

制度の特徴

- ・研究の対象は、「機能性成分(素材)」であること。・「一定水準の研究の存在」を認定するものであること。
- ・北海道が効果効能を保証するものではないこと。・効果効能を表示することは不可であること。



表示イメージ



◆申請受付期間

令和2年(2020年)5月1日(金)～令和2年(2020年)5月31日(日)

※当日消印有効

◆申請書提出先(提出方法:郵送又は直接持込み)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部食関連産業室食品研究係

※申請書様式等は、当室ホームページからダウンロードできます。

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssss/ks/hyouziseido.htm>

◆お問い合わせ先

北海道 経済部 食関連産業室 食品研究係(TEL:011-204-5226(直通))

勤労者福祉資金のご案内【更新】

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方 ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方 (北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%(※1)		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※1 育児・介護休業者は保証料免除。新型コロナウイルスに伴う休職者は、2020 年9月末の申込まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

キャリアアップ助成金について【更新】

(北海道労働局)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(令和2年4月1日改正)

助 成 内 容		助 成 額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合(1人当たり)	①有期→正規: 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ②有期→無期: 28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ③無期→正規: 28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合(対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人 ~ 3人: 95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 4人 ~ 6人: 19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 7人 ~ 10人: 28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>) 11人~100人: 1人当たり 28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>) ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人 ~ 3人: 47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>) 4人 ~ 6人: 95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 7人 ~ 10人: 14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>) 11人~100人: 1人当たり 14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>(1.5万円<1.8万円>)加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>(1.2万円<1.4万円>)加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>(12万円<14.4万円>)加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期契約労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合(1事業所当たり)	19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) ※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の助成額を加算 2%以上 3%未満: 19,000円<24,000円>(14,250円<18,000円>) 3%以上 5%未満: 29,000円<36,000円>(22,000円<27,000円>) 5%以上 7%未満: 47,000円<60,000円>(36,000円<45,000円>) 7%以上 10%未満: 66,000円<83,000円>(50,000円<63,000円>) 10%以上 14%未満: 94,000円<11万9,000円>(71,000円<89,000円>) 14%以上 : 13万2,000円<16万6,000円>(99,000円<12万5,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	5時間以上延長: 22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>) ※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります) 1時間以上2時間未満: 45,000円<57,000円>(34,000円<43,000円>) 2時間以上3時間未満: 90,000円<11万4,000円>(68,000円<86,000円>) 3時間以上4時間未満: 13万5,000円<17万円>(10万1,000円<12万8,000円>) 4時間以上5時間未満: 18万円<22万7,000円>(13万5,000円<17万円>)

◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さぽろセンター6階) TEL: 011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

人材開発支援助成金について【更新】

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合(※5)
特定訓練コース	事業主 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)%(※2)】 賃金助成:760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)%(※2)】 賃金助成:960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	事業主 事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
特別育成訓練コース (※3)	事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人
教育訓練休暇 付与コース	事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成:30万円	定額助成:36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇実績が生じた場合に助成	経費助成(定額):20万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 6,000円/日・人	経費助成(定額):24万円 賃金助成<有給の場合に限る>: 7,200円/日・人

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練

※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

※5 ・3つの訓練コース(教育訓練休暇付与コースを除く)において生産性要件を満たす場合、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度の会計年度の末日の翌日から5か月以内に、割増助成分のみ別途申請

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材確保等支援助成金について【更新】

(北海道労働局)

企業内における雇用管理改善を推進し、離職率の低下及び職場定着を支援することを目的する助成金です。

コースの種類と概要		コースの内容
雇用管理助成コース (目標達成助成のみ)	事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行い、離職率の低下が図られた場合に、助成するもの。	目標達成助成: 支給対象経費: 57万円(生産性を満たした場合72万円) A: 評価・処遇制度: 昇進・昇格基準、賃金制度、各種手当等の導入等。 B: 研修制度: 新入社員研修、管理職研修、幹部研修等。 C: 健康づくり制度: 法定の検診に加え、「胃がん検診」、「子宮がん検診」、「肺がん検診」、「歯周疾患検診」等。 D: メンター制度: メンターとメンティによる面談方式でメンタリングを実施。
介護福祉機器助成コース	事業主が、新たに介護福祉機器を導入・運用し、従業員の離職率が図られた場合に、支給するもの。	A: 機器導入助成: 支給対象経費: 合計額の25%(上限150万) 機器の導入・運用、導入効果の把握等。 B: 目標達成助成: 支給対象経費: 合計額の20%(生産性を満たした場合は35%) 離職率を目標値以上に低下させる、生産性要件を満たしている等。
介護・保育労働者雇用管理助成コース	介護・保育労働者の職場への定着を促進するために職務・職責等階層的に定め、実施した場合に支給するもの。	A: 制度整備助成: 支給対象経費: 50万円 賃金制度を新たに定めるか、改善する等。 B: 目標達成助成(1回目): 支給対象経費: 57万円(生産性を満たした場合は72万円) 離職率が30%以下になっていること。 C: 目標達成助成(2回目): 支給対象経費: 85.5万円(生産性を満たした場合は108万円) 離職率が20%以下になっていること。
人事評価改善等助成コース	生産性向上の為に能力評価を含む人事評価制度を整備し、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもの。	A: 制度整備助成: 50万円 事業主が、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度と2%以上の賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施した場合に支給。 B: 目標達成助成: 80万円 Aに加え、人事評価制度等整備計画の認定申請から3年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上及び労働者の2%以上のアップや離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合、目標達成助成(80万円)を支給。
設備改善等助成コース	生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善を図る事業主に対して助成するもの。	A: 1年タイプ: 計画達成助成: 50万円、上乗せ助成: 80万円 設備費用が175万円以上1000万円未満であり、中小企業事業主のみ対象。 B: 3年タイプ: 計画達成助成(1回目、2回目) + 目標達成助成 ※助成額は設備投資費用により異なります。 設備費用が1000万円以上5000万円未満の場合は中小企業のみ対象。 設備費用が5000万円以上の場合は大企業を含めた全ての企業が対象。
働き方改革支援コース	働き方改革のために人材確保が必要な中小企業事業主が新たに労働者を雇入れ、一定の雇用管理改善計画を実現した場合に対して助成するもの。	A: 計画達成助成: 労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合は40万円) B: 目標達成助成: 労働者一人当たり15万円(短時間労働者の場合は10万円) ※なお「雇用管理計画」とは、新たな労働者を雇い入れた事業所が、「人員配置」や「労働者の負担軽減」による「雇用管理改善」を実施することを意味します。 また、当該助成金は、「時間外労働等改善助成金」の支給決定を受けている「中小企業事業主」が支給対象となります。
外国人就労環境整備助成コース	外国人特有の事情に配慮した就労環境整備を実施した事業主に助成するもの。	必須メニューAとBに加え、選択メニューの①、②、③のいずれかを実施。 A: 雇用労務責任者の選任 B: 就業規則等の社内規定の多言語化 ① 苦情・相談体制の整備 ② 一時帰国の為の休暇制度 ③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化

上記助成金の詳細に関しては、下記にお問い合わせ下さい。

◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL: 011-788-9132

中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）について

（北海道労働局）

これから起業を行う皆様、事業を開始して間もない法人事業主、個人事業主の皆様が活用できる助成金です。

●概要

1. 雇用創出措置助成分

中高年齢者（40歳以上）の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の雇入れを行う際に要した、雇用創出にかかる費用の一部を助成します。

2. 生産性向上助成分

雇用創出措置助成分の助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上している場合に、別途生産性向上にかかる助成金を支給します。

雇用創出措置とは・・・

対象労働者（※）の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

（※：計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れられた人）

●支給額

1. 雇用創出措置助成分

起業時の年齢区分に応じて、計画期間内に生じた雇用創出に要した費用（※）の合計に、以下の助成率を乗じた額を支給します。

※費用ごとに上限額がありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

起業時の年齢区分	助成率	助成額の上限
起業者が高年齢者（60歳以上）の場合	2／3	200万円
起業者が上記以外の者（40歳～59歳）の場合	1／2	150万円

2. 生産性向上助成分

「1. 雇用創出助成分」により支給された助成額の1／4の額を別途支給します。

※例：雇用創出措置助成分として100万円の助成金が支給されている場合には、その1／4の25万円が別途支給されます。

●以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

（雇用助成金さっぽろセンター6階）

TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

高校生のものづくり企業をはじめとする道内企業への就職を促進します！

高校生向けフィールドスタディ（インターンシップ）受入企業の募集

（北海道）

北海道では、高校生のものづくり企業をはじめとしたさまざまな道内企業への就職促進に向け、株式会社マイナビとのタイアップ事業を実施することとしました。この取組の一環として、マイナビが経済産業省の委託事業により開発したフィールドスタディ（インターンシップ）プログラム（locus（ローカス））の運用にあたり、インターンシップの受入企業を募集します。

◆ 「locus（ローカス）」の概要

locusは、経済産業省の委託事業（平成29年度補正「未来の教室」実証事業）により開発されたオンライン総合地域学習サイトで、高校生を対象としたフィールドスタディ（インターンシップ）を推進するプログラムです。地域社会の仕組みや企業・業界等に関する事前学習から、生徒・企業双方に対するアンケートを基にした適切な地元のインターンシップ受入企業の決定、インターンシップ終了後の自己分析やプレエントリーシートの作成といった事後学習を実施し、進学等で地元を離れる高校生の将来の地元企業への就職を促進します。

※「locus」の登録に、料金はかかりません。

◆ フィールドスタディ受入企業募集HP

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/monodukuri/tieup_locus.htm

◆ 「locus（ローカス）」に関する問い合わせ先

株式会社マイナビ 未来応援事業本部 地域創生部（担当：天本・木村）

TEL：03-6629-9740【locus ヘルプデスク】

◆ 株式会社マイナビとのタイアップ事業に関する問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 産業振興課 ものづくり産業係

TEL：011-204-5323 FAX：011-232-2139

「働き方改革プラン」の活用について【更新】

(北海道)

道では、人手不足が特に顕著な「情報サービス業」、「道路貨物運送業」、「宿泊業」、「食料品製造業」の4業種について、事業主の方々が、働き方改革として取り組むべき具体的な項目やその目的、標準的な手法を示した「働き方改革プラン」を作成しました。

ぜひ、職場環境の整備、業務改革などを実践するための手引書としてご活用ください。

情報サービス業

道路貨物運送業

宿泊業

食料品製造業

業務が特定の
個人に集中

労働時間が長い

離職率が高い

生産性が低い



例えば、このようなお悩みを解決するためには・・・

(例)
業務分担の見直し
など業務量の平準化
を図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(情報サービス業)

(例)
手待ち時間を「見える
化」し、荷主の理解・
協力のもと効率化を図
りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(道路貨物運送業)

(例)
従業員の
マルチタスク化を
図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(宿泊業)

(例)
機械化やムダな作業の
見直し等による生産性
の向上を図りましょう



具体的には



働き方改革プラン

(食料品製造業)

※ QRコードを読み取れない方は、ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/kaikakuplan.htm>

◆ お問い合わせ先
北海道経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室
TEL 011-204-5354

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します

【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料



北海道ビジネスサポート・ハローワーク

◆5月の事業所向けセミナーの予定はありません

働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援について

(北海道)

道では、企業からの要請に応じて、働き方改革に関する専門的知識や経験を有する専門家を「働き方改革支援員」として派遣し、道内中小企業の働き方改革を支援しています。

働き方改革の取組の段階に応じて2つのコースをご用意しています。派遣料は無料です。

◆支援内容

(1) 地域連携コース（取り組むべき課題が明らかとなっている企業向け）

ア 内容

企業からの要請に応じて、働き方改革支援員と振興局職員が連携し、企業の働き方改革の取組をきめ細かく支援します。

〈支援例〉①長時間労働を減らすための業務の効率化、②女性や高齢者、障がい者の働きやすい職場環境整備、③テレワークや副業を導入するための就業規則の見直し、④業績や事業内容の分析による労働生産性の向上

イ 派遣対象、派遣回数

常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業が対象で、取組の状況や内容に応じて最大3回まで派遣。

ウ 働き方改革支援員

社会保険労務士、中小企業診断士、働き方改革を先進的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）の経営者等の中から、ハンズオン支援の取組内容に応じて選定。

(2) ワーク・ライフ・バランス見える化コース（働き方改革の現状と課題を明らかにしたい企業向け）

ア 内容

働き方改革の現状と課題を明らかにしたい企業が対象です。従業員のWLB（ワーク・ライフ・バランス）を実現しようとする企業に対し、働き方改革支援員によるヒアリング調査や従業員アンケート調査を実施し、WLBの現状と課題の見える化をサポートします。

イ 派遣対象、派遣回数

常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業が対象。支援は、①企業概要のヒアリング、②ヒアリング、アンケート調査、③見える化の報告、の3回に分けて行います。

ウ 働き方改革支援員

中小企業診断士

◆申込方法

働き方改革支援員の派遣要請書等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/shien.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00

<土曜日> 13:00～16:00

※祝日、12月29日～1月3日を除く

○ 本年5月に国会で可決・成立したハラスメント防止対策に関する法令に関しても相談に応じますので、相談を受けたい事業主の方は、上記のフリーダイヤルまでご連絡ください。

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zenppann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



『UIJターン新規就業支援事業』

道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人募集のご案内【更新】

(北海道)

『UIJターン新規就業支援事業』はUIJターンに取り組む道内市町村が、東京圏からの移住者に最大100万円の移住支援金を支給する制度です。

道が開設するマッチングサイト(スタンバイ北海道移住支援金対象求人特集)に掲載された法人に就職した方が支給の対象となりますが、現在、道ではこのマッチングサイトに求人広告を掲載する企業や団体などを募集しています。このマッチングサイトの求人広告掲載は無料で、また、求人広告内容は大手民間求人サイトにも掲載されるので、大変お得です。

求人条件を魅力的なものとする良い機会ですので、是非、移住支援金対象法人の登録を申請し、道マッチングサイトへ求人広告を掲載することをご検討ください。

1 移住支援金の概要(対象市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください)

- (1) 東京23区(在住者又は通勤者)から本制度を実施する市町村に移住し、道のマッチングサイトに掲載されている法人に就職した方に支給します。
- (2) 移住支援金は、世帯100万円、単身60万円です。

2 マッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人の募集の概要

- (1) 法人の登録要件(詳細は北海道ホームページ移住支援金特設ページ(法人向け)をご確認ください)

次のすべてに該当すること

- ・ 官公庁(第3セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く)でないこと
- ・ 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村の推薦に基づき北海道が必要と認める法人を除く。)ではないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

- (2) 法人登録の受付

登録申請書を添付して道のメールアドレスに送付してください。

- ・ 登録申請書(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/hojin-registration.xlsx>)
- ・ メールアドレス(jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp)

(参考) 北海道のマッチングサイト(北海道移住支援金対象求人特集)

(<https://jp.stanby.com/feature/hokkaido-jobformigrationsubsidy>)

登録申請書



マッチングサイト



◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

地域活性化雇用創造プロジェクトに係る
「地域雇用開発助成金」特例支給のご案内【更新】

(北海道)

◆地域雇用開発助成金について

- 地域雇用開発助成金は、雇用機会が不足している地域など(同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域)において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。

◆地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給について

- 地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域において支給要件を満たした事業主に対しては、基本支給額に加え、上乗せ助成者数に 50 万円を乗じた額を上乗せして支給されます。
- 支給要件としては、指定業種に該当すること、事前に北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会に申請し、承認を得ること、計画を策定したうえで道内において事業所の設置・整備を行うとともに正社員(無期雇用かつフルタイム)を新たに雇い入れることなどが必要です。
- なお、申請が可能な計画期間は最大18ヶ月です。
- 予算の範囲内で上乗せ助成されます。(R2 年度は、全道で年間最大 40 名)

【指定業種】ものづくり、IT関連、食と観光関連産業分野として位置づける次の分野です。

農業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報製作業、道路旅客運送業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、宿泊業、飲食店、その他の生活関連サービス業

【計画期限】令和4年(2022年)3月31日まで

【対象地域】道内全域

※ 対象業種や雇い入れる労働者など、助成制度の活用には条件がありますので、詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

◆問い合わせ先

北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会事務局
北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 おすすめ講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、2020年4～6月に開講する研修中止のご案内及び7月開講の経営管理者養成コースのご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

中小企業大学校旭川校 令和2年度研修についてのお知らせ

中小企業大学校旭川校では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、原則といたしまして、4月から6月までの研修を中止し、7月以降の開催とさせていただくこととなりました。受講生の皆様の健康と安全を最優先に考えての措置となりますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、中小企業大学校 Web 校の「WEBee Campus」(オンライン研修サービス)は、引き続き開講しておりますので、皆様この機会にぜひご活用ください。※WEBee オンラインゼミはこちらから検索できます

中小企業大学校 オンライン

検索

No301 経営管理者養成コースのご案内

本研修では、企業活動の中核を担う経営管理者として、質の高い経営を行うための総合的・創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、実践につながる知識やマネジメント手法を体系的に習得します。

◆この研修のポイント

1. 経営管理者が習得すべきマネジメントの視点・手法について体系的に学ぶことができます。
2. 受講者が自ら考え行動する参加型の講義により、実践的に学ぶことができます。
3. 受講者同士の交流を通じて、経営管理者に求められる意識改革(気づき)を図ります。

◆研修期間 2020 年 7 月 6 日(月)～ 7 月 8 日(水)

8 月 3 日(月)～ 8 月 5 日(水)

9 月 7 日(月)～ 9 月 9 日(水)

10 月 5 日(月)～10 月 7 日(水)

11 月 9 日(月)～11 月12 日(木)

12 月 7 日(月)～12 月 9 日(水)

2021 年 1 月12 日(火)～ 1 月15 日(金)

◆研修時間 180時間

◆対象者 経営幹部、経営後継者、管理者(候補者)

◆受講料 298,000円(税込)

◆講師 ビジネス・コア・コンサルティング 代表 坂本 篤彦 氏

インテレッジ 代表 高橋 正也 氏

オフィス後藤経営 代表 後藤 直樹 氏

財務リスク研究所株式会社 代表取締役 横山 悟一 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2020/favgos00000062me.html>

◆◇ ご案内 ◇◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>

中小 旭川

検索

企業で働いている皆様のための IT セミナー

(ポリテクセンター北海道)

進化した IT を学ぶことにより企業の業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結びつけることができる IT セミナーを在職者の皆様を対象に実施しています。

令和元年度実施の IT セミナーは、おかげさまで多くの皆様にご受講いただき、大変ご好評をいただいています(受講満足度96.6%)。このため、引き続き令和2年度もセミナーの開催が決定しました。

令和2年度の実施内容が決まりましたら、ポリテクセンター北海道のホームページに詳細を掲載しますのでご覧いただき受講申込みくださいますようお願いいたします。

<令和元年度 IT セミナー受講者の声>

★「AI（人工知能）の現状」

- ・ AI 化が社会的に進んでいますが、具体的にどういうものか、どう利用されているかの事例や概要が分かり、自社で採用する際の指標となりました。
- ・ 事例をヒントに業務改善に取り組むことができそうです。

IT 理解



★「業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用」

- ・ 今まで自己流で Excel を使ってデータを作成していましたが、とても便利で役に立つ関数があることを改めて知ることができました。時間の短縮とさらに細かいデータ作成に役立てたいと思います。
- ・ 顧客管理や決算書に活用できる関数があることが分かりました。

IT スキル・活用



★「情報漏えいの原因と対策」

- ・ 自社で実施したい。出来ていなかった部分をどのように改善していくか考えるきっかけになりました。
- ・ 情報セキュリティについて、初心者にも分かりやすい内容でした。
- ・ 現状の当社の情報セキュリティの必要な部分が具体的に見えました。

IT 倫理



【お問合せ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 (ポリテクセンター北海道)
 生産性向上人材育成支援センター TEL : 011-640-8828 FAX : 011-640-8958
 <機構のホームページURL> <http://www3.jeed.or.jp/hokkaido/poly/>



「生産性向上支援訓練」のご案内

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

◆ 生産性向上支援訓練のポイント

① 訓練を受講して生産性アップ！

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

② オーダーメイドで訓練を実施！

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は6～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円～6,000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

◆ ご利用までの流れ

① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

【お問合せ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 (ポリテクセンター北海道)
生産性向上人材育成支援センター TEL : 011-640-8828 FAX : 011-640-8958
<機構のホームページURL> <http://www3.jeed.or.jp/hokkaido/poly/>



能力開発セミナー（5～7月開講予定）のご案内【新規】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

5月～7月開講

技 専 等	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	Androidアプリ開発科	Androidアプリ開発	札幌市		○	○		R2.7.20	R2.7.31	8	56	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木工科	施工法 (建具製作)	旭川市	○		○		R2.6.6	R2.6.7	2	14	10
	木工科(1級コース・2級コース)	施工法 (家具製作)	旭川市	○		○		R2.6.13	R2.6.14	2	14	20
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	観光サービス科 I	入門ビジネス 英会話	利尻町		○	○		R2.5.16	R2.5.24	4	14	10
	電気設備科	第二種 電気工事士	稚内市		○	○		R2.5.29	R2.7.12	6	38	10
	自動車整備科	2級ガソリン	稚内市		○	○	○	R2.7.8	R2.9.8	38	134	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	介護予防サービス科	運動処方実技	網走市		○		○	R2.6.5	R2.7.31	8	20	10
	パソコン基礎科 I	ワード基礎・応用	遠軽町		○		○	R2.6.3	R2.6.17	7	21	15
	介護実務科 (網走)	介護支援専門員試験受験対策	網走市		○		○	R2.7.3	R2.9.1	15	30	15
	介護実務科 (北見)	介護支援専門員試験受験対策	北見市	○			○	R2.7.7	R2.9.3	15	30	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	介護実務科 (遠軽)	介護支援専門員試験受験対策	遠軽町		○		○	R2.7.9	R2.9.8	15	30	10
	OA事務科	ワード基礎	室蘭市	○			○	R2.6.8	R2.7.1	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	OA事務科	エクセル基礎	室蘭市	○			○	R2.7.13	R2.8.6	15	30	15
	電気工事科 (第二種)	第二種電気工事士 学科講習	苫小牧市	○		○		R2.5.7	R2.5.28	7	49	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	自動車整備科	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	R2.6.8	R2.9.7	47	141	20
	OA事務科	エクセル応用	帯広市	○			○	R2.6.10	R2.7.13	7	14	20
北海道障害者 職業能力開発校 0125-52-2774	コミュニケーション科	コミュニケーションスキルアップ基礎	札幌市		○		○	6月	6月	6	12	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	旭川市		○		○	6月	7月	10	20	10
	ビジネスコミュニケーション科 (手話通訳対応)	ビジネスマナー	札幌市		○		○	7月	8月	6	12	10

MONO テク（北海道立高等技術専門学院）及び北海道障害者職業能力開発校の

令和2年度の訓練生を募集しています【更新】

（北海道）

MONOテク(道立高等技術専門学院)(全道8学院)と北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っており、令和2年度の訓練生を募集します。募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各MONOテク(高等技術専門学院)等にお問い合わせください。

また、各MONOテク(高等技術専門学院)等のホームページを開設していますので、次のアドレスよりご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>



◆ 選考日程等

施 設 (選考区分)	MONO テク(高等技術専門学院)		障害者職業能力開発校
	自己推薦選考 追加募集	一般選考 追加募集	一般選考 追加募集
出願期間	定員を満たしていない場合は、4月末頃まで追加募集を実施しているMONOテクもございますので、募集科目や出願期間及び選考日等は各MONOテクまでお問い合わせください。		
選考日			
	高校を卒業した方等	高校を卒業した方(令和2年3月卒業見込みの方を含む)若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められた方(高校中退の方はお問い合わせください。)	高校を卒業した方(令和2年3月卒業見込みの方を含む)若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められた方 ※総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方
試験内容	志望理由書		学力試験(国語、数学)
	面接試験		

◆ お問い合わせ先

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
MONOテク札幌(札幌高等技術専門学院)	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1番1号	011-781-5541
MONOテク函館(函館高等技術専門学院)	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
MONOテク旭川(旭川高等技術専門学院)	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
MONOテク北見(北見高等技術専門学院)	090-0826	北見市末広町356番地1号	0157-24-8024
MONOテク室蘭(室蘭高等技術専門学院)	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9番5号	0143-44-3522
MONOテク苫小牧(苫小牧高等技術専門学院)	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6番10号	0144-55-7007
MONOテク帯広(帯広高等技術専門学院)	080-2464	帯広市西24条北2丁目18番地1号	0155-37-2319
MONOテク釧路(釧路高等技術専門学院)	084-0915	釧路市大染毛南1丁目2番51号	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774
北海道経済部人材育成課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5359

北海道後継者人材バンクを設置します

～ 後継者不在事業者と創業希望者のマッチング支援 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、後継者不在事業者と創業希望者のマッチングを支援するため、北海道と連携し、北海道事業引継ぎ支援センターに北海道後継者人材バンクを設置します。

北海道事業引継ぎ支援センターが取り組む企業間 M & A では、事業承継が難しい小規模事業者や個人事業主等の廃業を防ぐため、創業意欲の高い人材(創業希望者、移住希望者、地域おこし協力隊等)とのマッチングを支援し、事業承継×創業による新陳代謝の促進を支援します。

◆実施体制

事業承継の知識・経験を有する担当アドバイザー(中小企業診断士)が対応します(利用無料)。

※相談内容が漏洩することのないよう、相談対応者には守秘義務を課しています。

北海道後継者人材バンク(北海道事業引継ぎ支援センター(札幌商工会議所)内)

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター 5 階

受付時間:9:00～17:30(土日祝日を除く)

TEL:011-206-4506

E-mail:kjb@hjh.vm-net.ne.jp

北海道後継者人材バンク(北海道事業引継ぎ支援センターのウェブサイト)

【URL】<https://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/kjb/>

北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりございますので、ぜひご活用ください。

◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
就職前職業ガイダンス	就活前の学生(主に高校1～2年生。進学予定者含む)に対し、地域の産業や業種について、体験や実演を通して理解を深めてもらう機会を創出いたします。	調整中	
企業見学会・交流会	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時
合同企業説明会 (事前セミナー含む)	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解・就職促進のため、合同企業説明会を実施いたします。(一部の企業については体験等を実施し、就職後のミスマッチを防止。)また、実施時には参加する求職者及び企業に対する事前セミナーも合わせて実施いたします。	調整中	

◆問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) ※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <http://www.jobcafe-h.jp/>

令和元年度補正予算 災害時における生活環境の確保に資する

天然ガス利用設備導入支援事業費補助金の募集を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)都市ガス振興センターでは、災害時の電力供給停止にも対応可能な、停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム及び、停電対応型ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン等の導入を行う費用の一部を補助する、令和元年度補正予算 災害時における生活環境の確保に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金の募集を開始しました。

◆事業概要

対象事業

耐震性を向上させた低圧ガス導管でガス供給を受け、災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム等に対して、要件に適合する常用の設備を設置し、費用対効果に優れていると認められるもの

補助対象者

家庭用需要を除く全業種(リース・エネルギーサービス等も対象)

補助対象経費

設計費・既存設備撤去費・新規設備機器費・新規設備工事費・敷地内ガス管敷設費

補助上限額・補助率

- 中小企業者(みなし大企業を除く)、会社法上の会社以外の法人

＜天然ガスコージェネレーションシステム＞

上限額:1.0 億円/1 補助事業 補助率:2/3 以内

＜ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン＞

上限額:1.4 億円/1 補助事業 補助率:2/3 以内

＜燃料電池＞

上限額:110 万円/1kW かつ 0.22 億円/1 補助事業 補助率:2/3 以内

- 上記以外

＜天然ガスコージェネレーションシステム＞

上限額:0.75 億円/1 補助事業 補助率:1/2 以内

＜ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン＞

上限額:1.05 億円/1 補助事業 補助率:1/2 以内

＜燃料電池＞

上限額:110 万円/1kW かつ 0.22 億円/1 補助事業 補助率:2/3 以内

◆公募要領等

公募要領等の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.gasproc.or.jp/current/subsidylist/r1_ngas01/

◆申請・問い合わせ先

(一社)都市ガス振興センター 事業部 天然ガス化普及促進グループ

TEL:03-6435-7692

FAX:03-3591-8110

令和元年度補正予算 機動的燃料供給体制等構築支援事業

(緊急配送用タンクローリー)の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)全国石油協会では、災害時における機動的な燃料供給拠点体制の確保を目的として、緊急配送用タンクローリーの配備に要する経費の一部を支援する、令和元年度補正予算「機動的燃料供給体制等構築支援事業(緊急配送用タンクローリー)」の公募を開始しました。

◆事業概要

【補助対象】

災害対応要件の実施・同意について誓約する品確法登録給油所を運営する揮発油販売業者及び配送拠点を運営する揮発油販売業者又は石油販売業者

災害対応要件は、以下の申請手引き書をご覧ください。

機動的燃料供給体制等構築支援事業(緊急配送用タンクローリー)((一社)全国石油協会のウェブサイト)

【URL】http://www.sekiyu.or.jp/tankrolli_reiwa/tankrolli_reiwa.html

申請手引き書 http://www.sekiyu.or.jp/tankrolli_reiwa/p/haisou01.pdf

【補助対象費用】

緊急配送用タンクローリー(石油製品(ガソリン、軽油、灯油、A 重油))を貯蔵する消防法に基づく移動タンク貯蔵所(指定数量未満のタンクローリーを含む)の購入に係る費用のうち、以下の費用

- 本体購入費(付帯設備に係る費用を含む)
- 代行手続き(書類作成費を含む)
- 消防納付金

【補助率】

補助対象経費の 1/2 以下

【補助上限額】

- タンク容量が 10KL 未満のタンクローリー:400 万円
- タンク容量が 10KL 以上のタンクローリー:1,000 万円

◆公募要領等

公募要領等の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】http://www.sekiyu.or.jp/tankrolli_reiwa/tankrolli_reiwa.html

公募締切:2020 年 4 月 30 日(木)必着

◆申請・問い合わせ先

(一社)全国石油協会 環境・経営支援部

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-14 石油会館 6 階

TEL:03-5251-0466

FAX:03-5251-0459

令和元年度補正予算 石油製品安定供給確保支援補助事業

(住民拠点サービスステーション整備補助事業)の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)全国石油協会では、災害時の石油製品の安定供給体制の構築のために自家発電設備を導入する設置購入費用の一部を支援する、令和元年度補正予算 石油製品安定供給確保支援補助事業(住民拠点サービスステーション整備補助事業)の公募を開始しました。

本事業は、災害時に地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点サービスステーション」の整備を促進することを目的としています。

◆事業概要

【補助対象】

揮発油販売業者が運営する住民拠点サービスステーションである給油所に、補助対象設備を設置しようとする揮発油販売業者

【補助対象設備】

自家発電設備、緊急可搬式バッテリー計量機、緊急用可搬式ポンプ(人力で稼働するもの)

【補助率】

補助対象経費の10/10(消費税等や諸経費等は対象外のため、必ず自己負担が生じます)

【補助上限額】

1 給油所あたり250万円(緊急可搬式バッテリー計量機及び緊急用可搬式ポンプのみの場合は、合計で50万円)

◆公募要領等

事業の詳細・申請書類等については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.sekiyu.or.jp/ss30/ss02.html>

公募締切:2020年6月30日(火)必着

◆申請・問い合わせ先

(一社)全国石油協会 環境・経営支援部

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 石油会館6階

TEL:03-5251-0466

FAX:03-5251-0459

事業承継時の経営者保証解除に向けた取組を始めます

～ 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設、

専門家による支援の仕組みについて ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省中小企業庁では、事業承継時の経営者保証が後継者候補の確保の障害となっていることを踏まえて、金融機関と中小企業者の双方の取組を促すため、総合的な対策を進めています。

2020年4月1日より、事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設するとともに、専門家による確認を受けた場合、保証料を大幅に軽減する取組を始めます。

◆事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の概要

企業が経営者保証ガイドラインの充足状況について各都道府県の事業承継ネットワークに置く専門家の確認を得た場合、保証料が大幅に引き下がり、制度要件を満たせば、新・旧経営者双方の経営者保証なしに事業を引き継ぐことが可能になります。

【対象者】

次の1. 又は2. かつ、3. に該当する中小企業者について、経営者保証を解除することを前提に、既往のプロパー融資(保証人あり)の本制度への借り換えを例外的に認める、金融機関にとって使いやすい新たな信用保証制度を創設(経営者保証解除に伴う金融機関のリスクを分担)。

1. 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有すること
2. 2020年1月1日から2025年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していないこと
3. 以下に定める全ての要件を満たすこと・資産超過であること
 - EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること(一定の返済能力)
EBITDA 有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)
 - 法人・個人の分離がなされていること
 - 返済緩和している借入金がないこと

事業承継特別保証制度

【保証限度額等】2.8億円(うち無担保8,000万円)、責任共有制度(8割保証)の対象

【保証期間】一括返済の場合:1年以内

分割返済の場合:10年以内(据置期間1年以内)

【対象資金】事業承継時までに必要な事業資金(既存のプロパー借入金(保証人あり)の本制度による借り換えも可能)

【保証料率】0.45%～1.90%

0.20%～1.15%(専門家による確認を受けた場合)

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://cgc-hokkaido.or.jp/news/?p=1267>

◆問い合わせ先

北海道信用保証協会

http://cgc-hokkaido.jp/wp-content/uploads/2019/12/news20191223_leaflet.pdf

「地域未来牽引企業」選定のための推薦募集を開始します【更新】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、2017年度より、地域経済を牽引する中核企業やその候補となる事業者を、ビッグデータや自治体等の推薦を踏まえ、「地域未来牽引企業」として選定しています。本年度においても、「地域未来牽引企業」候補の追加推薦を募集します。

◆追加選定の概要

「地域未来牽引企業」は、これまで3,687社選定してきましたが、機能(類型)に合わせた目標の設定、重点支援、更新制の導入の3点から、制度の見直しを行ったところです。この度、制度の見直しとあわせて、追加選定を行いますので、地方公共団体や経済団体等からの推薦を募集します。今後、外部有識者の検討を経て、6月頃を目処に、選定・公表します。

なお、推薦に関する詳細な手続きは、公募要領を確認してください。

◆推薦者

地方公共団体(都道府県、市区町村)、経済団体(全国商工会連合会、商工会連合会、商工会、日本商工会議所、商工会議所、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、都道府県商店街振興組合連合会)、金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、農林中央金庫)、独立行政法人、国立研究開発法人、報道機関、その他中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関などのうち、被推薦者の地域における事業活動や経営の状況等を把握し、「地域未来牽引企業」として選定されうる事業者を適切に推挙できる者。

なお、推薦は、被推薦者の同意を得た上で、各組織・機関の代表者名にて一括して行ってください。

◆募集要領

詳細は以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228006/20200228006.html>

公募締切:2020年3月30日(月)までとしていた推薦募集期間は当面延長します。新たなスケジュールは改めてお知らせします。

◆提出先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課

TEL:03-3501-1587(直通)

E-mail:chiiki-mirai2017@meti.go.jp

◆推薦に関する相談、問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL:011-709-2311(内線 2523)

平成 30 年北海道胆振東部地震による災害が激甚災害として指定されたことに伴い、

追加の被災中小企業・小規模事業者対策を行います【更新】

(北海道経済産業局)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という。)に基づき、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害により被害を受けた厚真町、安平町、むかわ町の中小企業者等に対し、中小企業信用保険の特例措置を講ずる政令等が 9 月 28 日に閣議決定され、災害復旧貸付の金利引下げを実施します。

中小企業信用保険の特例措置の適用期限を 2021 年 3 月 31 日まで延長しました。

◆被災中小企業者等に対する追加支援措置

(1) 中小企業信用保険の特例措置(平成 30 年 10 月 1 日政令公布)

市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を受けた中小企業者が事業の再建に必要な資金を借り入れる際、一般保証とは別枠での信用保証をご利用いただける特例措置を講じます(借入債務の額の 100%を保証)。

	一般保証限度額	災害関係保証限度額
普通保険	2 億円	+2 億円
無担保保険	8,000 万円	+8,000 万円
特別小口保険	2,000 万円	+2,000 万円

(2) 日本政策金融公庫による災害復旧貸付の金利引下げ

市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害を受けた旨の証明を受けた中小企業者等を対象に、日本政策金融公庫が実施している災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを行います(貸付後 3 年間、1 千万円まで)。

※従来と異なり、災害救助法適用地域全域の事業者金利引き下げを適用します。

※建物・設備被害、物損に伴う在庫棄損に加え、停電の影響による在庫棄損も対象となります。

《災害復旧貸付制度及び金利引下特別措置の概要》

【資金使途】 運転資金又は設備資金

【貸付限度額】 中小企業事業は別枠で 1.5 億円

国民生活事業は各貸付制度の限度額に上乗せ 3 千万円

【貸付金利】 基準利率(中小企業事業 1.16%、国民生活事業 1.36%)

(貸付期間 5 年以内の基準利率(平成 30 年 8 月 10 日現在))

【金利引下げ】 貸付額のうち 1 千万円を上限として、貸付金利から 0.9%を引下げ(貸付後 3 年間)

※商工組合中央金庫はプロパー融資により貸付を実施(金利は所定の金利)。

インフラの見学を取り入れたツアーを催行してみませんか？

「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています【更新】

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などのインフラの役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、インフラを地域の観光資源として活用いただくことを目的として、平成25年度から「公共施設見学ツアー」の取組を行っています。現在、令和2年度においてツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集しています(先着順)。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、インフラの見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況をかんがみて、見学者の皆様の健康と安全を最優先に考慮し、**見学を中止とさせていただきます場合がございます**ので、ご了承願います。

- ◆取組概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただけます。
施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で普段は公開していないエリアをご覧ください。 (無償対応)
- ◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧ください、下記「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。
- ◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/u23dsn0000001fyn.html>
- ◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象施設は以下のとおりです。(下線は令和2年度に新たに見学対象となった施設。)

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、石狩川下流当別自然再生地(当別町)、夕張川新水路と石狩川下流幌向自然再生地(南幌町)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、新桂沢ダム(嵩上工事)(三笠市)、夕張シューパロダム(夕張市)、豊平峡ダム(札幌市)、定山渓ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、漁川ダム(恵庭市)、金山ダム(南富良野町)、国道5号 倶知安余市道路登川大橋上部工事(余市町)、国道37号白鳥大橋及び室蘭港(室蘭市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市ほか)、北海幹線水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港屋根付き岸壁・荷さばき所等(古平町ほか)、追直漁港(沖合人工島)(室蘭市)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、北海道縦貫自動車道 七飯大沼工事(大沼トンネル避難坑)(七飯町)、国道228号函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(木古内IC(仮称))(北斗市ほか)、国道5号赤松街道(七飯町)、国道228号大留交差点ラウンドアバウト(上ノ国町)、函館港(クルーズ船対応岸壁)(函館市)

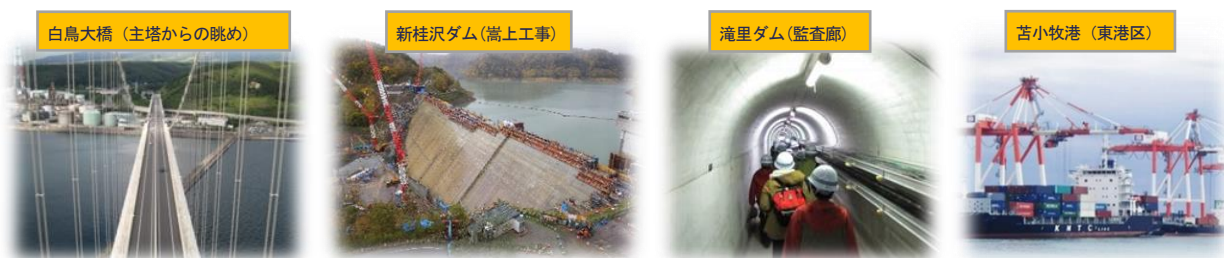
《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道40号旭橋(旭川市)、国道275号環状交差点ラウンドアバウト(浜頓別町)、増毛港(増毛町)、稚内港(北防波堤ドーム)(稚内市)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)、雄冬漁港衛生管理型施設(増毛町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、釧路湿原幌呂地区湿原再生(鶴居村)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道241号そらの森(植樹)(弟子屈町)、国道334号知床横断道路(羅臼町)、国道273号 三国峠(上士幌町)、国道334号知床横断道路(斜里町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

【見学施設の例】



<公共施設見学ツアーに関するお問合せ先>

◆北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課 「公共施設見学ツアー」総合窓口

TEL:(011)709-2311(内線 5442) FAX:(011)746-1032 MAIL:hkd-ky-genba-kengaku@gxb.mlit.go.jp

北海道最低賃金（地域）改正のお知らせ

（北海道労働局）

「使用者も、労働者も、必ず確認。 最低賃金。」

北海道の最低賃金

◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用の範囲
北海道最低賃金	時間額 861 1. 10. 3発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

◆特定最低賃金

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）	最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
	処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 892 1. 12. 6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
	鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 967 1. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 894 1. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
	船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 887 1. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

「労務管理」「賃金制度」など、ビジネスサポートの専門家に相談してみましょう!!

「北海道働き方改革推進支援センター」

0800-919-1073(まずは気軽にお電話を!)

hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

冊子「もっと知りたい！統合型リゾート（IR）」を作成しました【更新】

（北海道）

平成30年7月のIR整備法成立以来、統合型リゾート(IR)は全国で誘致検討が進められています。道内でも、釧路市、苫小牧市、留寿都村が誘致を表明し、こうした動きを踏まえ、道では、平成31年4月に「IRに関する基本的な考え方」を取りまとめ、IRに関する検討を行ってまいりました。

この結果、IRは道内にもたらされる効果が認められる一方で、今回国から示された申請期限での認定申請は、環境への適切な配慮が難しいことなどから、見送ることとしています。

道では、今後もIRの誘致に関し準備・検討を進めていくこととしており、道内の皆様にIRに関するご理解を深めて頂くため、Q&A方式の冊子「もっと知りたい！統合型リゾート(IR)」を作成しています。多様な施設の紹介やIRに関する疑問点などにお答えする内容となっておりますので、下記リンクからぜひご覧下さい。

◆ 主な内容

「IRって何?」「世界にはどういうIRがあるの?」「IRにはどんなメリットがあるの?」
「IRの効果で北海道経済はどのような?」「カジノを認めている国はどのくらいあるの?」 など

◆ ホームページURL

○IR（統合型リゾート）について

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/Integrated_Resort.htm

○QRコードからもアクセスできます！（スマートフォンの方はこちらから）



◆ 問い合わせ先

北海道経済部 観光局（担当 齊藤、若山）

電話：011-231-4111（内線）26-556、26-573

FAX：011-232-4120